

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	・ ・	法人名		
基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	人	法人税額の特別控除額の計算	税 額 控 除 限 度 額 40万円×(4) ((8) < (9) の場合は 0)	10	円	
	適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2						
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3						
	基準雇用者数 (1)－(2)－(3)) (マイナスの場合は 0)	4						
基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)－(3)}$		5						
給与等支給額の計算	適用年度における給与等の支給額	6	円		当期税額控除可能額 ((10) と (12) のうち少ない金額)	13		
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「26の②」)	14		
	給与等支給額 (6)－(7)	8						
比較給与等支給額 (23)		9			法人税額の特別控除額 (13)－(14)	15		
比較給与等支給額の計算								
事業年度又は連結事業年度		給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差 引 (17)－(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (19)×(20)		
16		17	18	19	20	21		
調整対象年度	平 平	円	円	円	_____	円		
	平 平				_____			
	平 平							
計								
適用年度前 1 年以内事業年度等における給与等の支給額 (21の計) ÷ (調整対象年度数)				22	円			
比較給与等支給額 (22) + ((22) × (5) × $\frac{30}{100}$)				23				

別表六（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 措置法第42条の12第1項に規定する適用年度開始の日の前日における同項第2号に規定する雇用者の数が零である場合には、「基準雇用者割合5」は、記載を要せず、「比較給与等支給額
$$(22) + ((22) \times (5) \times \frac{30}{100})^{23}$$
」には「 $(22) + ((22) \times \frac{30}{100})$ 」として計算した金額を記載します。
- 3 「当期税額基準額
$$(11) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$$
」¹² は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第2項《試験研究を行っ

た場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。) である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

なお、中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人及び資本又は出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

中 小 企 業 者 の 判 定									
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額		a		大 規 模 法 人 等 の 保 有 率 の 明 細	順 位	大 規 模 法 人 名		株 式 数 又 は 出 資 金 の 額	
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		b	人		1		g		
大 規 模 法 人 の 保 有 率 の 明 細	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (g)	c					h		
	保 有 割 合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%				i		
	大 規 模 法 人 合 計 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (k)	e					j		
	保 有 割 合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%	計 (g)+(h)+(i)+(j)		k			

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。

2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。